

ニューヨーク市財政制度と財政危機（2）

——1991年ニューヨーク市財政危機——

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 038 (NOV.13,1991)

第2編 1991年ニューヨーク市財政危機

第4章 1991年ニューヨーク市財政危機

(「ニューヨーク市財政制度と財政危機」全3冊については、末尾
「CLAIR REPORT既刊のご案内」をご参照ください。)

財団法人 自治体国際化協会
(ニューヨーク事務所)

目 次

第2編 1991年ニューヨーク市財政危機

第4章 1991年ニューヨーク市財政危機	1
1 1975年財政危機と自治体援助公社及び ニューヨーク市に対する州緊急財政法について…	1
2 ニューヨーク市財政危機の原因	5
3 財政危機への対応策	22
4 財政収支の動き	24

第4章 1991年ニューヨーク市財政危機

1 1975年財政危機と自治体援助公社(The Municipal Assistance Corporation)及び
ニューヨーク市に対する州緊急財政法(New York State Financial Emergency Act For The
City of New York)について

今回のニューヨークの財政危機を述べる場合、1975年の市財政再建時に制定された州
緊急財政法と自治体援助公社の説明を、まず、しなければならない。

(1) 自治体援助公社(The Municipal Assistance Corporation)

1975年春、ニューヨーク市債は、起債市場で引受けれるものがなくなり、このこと
が、発端となりニューヨーク市は、前代未聞の財政危機を迎えた。

ニューヨーク州の当時のヒュー・カーリィ知事は、この危機が合衆国最大の都市で起
こったこと、また、市債の不履行がニューヨーク州そのものの財政を著しく損なうこと
の観点から、市の会計年度の終わる1975年6月30日までに市の必要とする8億ドルの資
金手当てを行った。加えて、知事は、引受け者がいない市短期証券と資金ぐりに関する
解決策を検討するために、金融・財政等の専門家で構成する特別の委員会を設置した。
この委員会の推薦した解決方法が、ニューヨーク州議会により1975年6月10日採用され
たが、これが、自治体援助公社の設立であり、通称、その頭文字を取って、MACとい
う。MACの設立目的は、とどおりなく市民に対し、必要なサービスを提供すること
及び市の債務に対する投資家の信頼を回復することであり、この目的のために、MAC
は、信用能力のないニューヨーク市に替わって公債・一時借入証券(note)を発行するた
めの権限を与えられるとともに、この公債・一時借入証券返済のために、市の売上税、
州の株式譲渡税収入が与えられた。更に、市当局に対して、州のコンプトローラーによ
る統一的な会計システムを採用させた。

なお、MACの1991年3月1日の報告によると、MACは、1985年1月1日までに、
その発行許可額100億ドルのうち、すでに約94億45百万ドルを発行済である。なお、
MAC債の満期は2008年7月1日以降とすることができないこととなっている。

(2) ニューヨーク市に対する州緊急財政法及び連邦破産法について

1975年9月5日、MACの勧告に基づき、カーリィ知事は、臨時州議会を招集し、州議会は同年9月10日本法律を制定したが、この法律は、知事、州議会議長、州会計監査長官、市長、市会計監査役と州知事に任命された3人の民間人からなる緊急財政管理委員会 (Emergency Finance Central Board)を設置し、市は、緊急財政管理委員会に対し、3年間の財政計画 (1978年会計年度迄に均衡予算の編成を可能とするもの)を策定し、その承認を得なければならないとされた。このため、市は、同年10月15日、当委員会に対し、その財政計画を提出し、委員会の要求に基づき、資本支出に関し修正を加えた上で10月20日に至って承認された。この計画の狙いは、1977年7月1日に始まる会計年度で均衡予算を持っていくための可能な道筋を示すことであり、この3年計画に対する監視と検討は、州の会計監査長官補佐が司ることとなった。この法律の下で、市の全ての歳入は、委員会の会計管理下に置かれることを要求され、加えて全ての主要な市の歳出及び契約は、委員会により検討を加えられ、その財政計画に従うこととされ、これらの方法により3年計画の実効性が保証されたのである。このようにして、法は、市の財政事項を形式的には市の自治権の範囲内においていたが、実質的には州の緊急財政管理委員会という特別の機関の監視下に置き、市の財政再建を企図したのであった。

なお、後述するように、この委員会は、1978年から財政統制委員会となり、1986年以降は、名目的な存在となっている。

ニューヨーク市財政危機は、一連の州立法によって解決されたが、全米の地方公共団体の財政危機に対処する一般的方法として連邦破産法があるので、若干説明する。

連邦破産法 (U. S. Bankruptcy Code) は、一般民事の破産に関し規定するとともに地方公共団体の破産も規定している。

本年6月6日、コネチカット州最大の都市ブリッジポートが連邦破産法第9章 (Adjustment Of Debts Of A Municipality)に基づく破産の申立てを連邦地方裁判所に行ったことで、財政危機に直面している多くの地方政府にとって、この連邦破産法第9章の存在が注目されるところとなった (ブリッジポート市の申立てについては、本年8月1日、却下された。)。

米国連邦破産法は、1898年に制定され、1978年に大改正が行われている大法典であるが、1930年代後半における大恐慌時の市町村財政破綻を救済するために、第9章が設けられ、この時期に大いに適用されたものである。しかし、市町村は、州の創造物であり、連邦において市町村制度の制定権限をもたない米国において連邦が市町村財政再建のために破産法に特別の規定を設けることは、州主権に対する干渉であるという憲法上の問題が提起された。このため、連邦議会は、第903条を設けて、この第9章（市町村破産に対する規定）は、市町村に対する州主権をいささかも侵すものでないということを明記して、憲法上の疑義を立法上回避した。

しかし、第9章適用については、法令上、未だ明確でないところがあると言われており、その一つが債務超過の定義である。市町村が債務超過にならなければ法適用がないすなわち、訴訟要件に合致しない訳である。勿論、破産法上、市町村の破産申請は、州の同意を必要としないが、これらの定義を州法が特別に定めることによって、法令上、州の意向が市町村の破産申請に反映されることとなっている。しかし、各州が、連邦破産法と関係なく州法によって市町村の財政を破産として認め、市長の代わりに特別管財人を設置して、州が直接、監督管理するといった市町村財政再建制度を独自に制定できることは州主権として当然のことであり、本年においてはマサチューセッツ州にその例がある。

連邦破産法の具体的適用については、次のとおりである。

この連邦破産法第9章は、1938年～1972年迄に362の申立てに利用されてきた。1980年以後は、本章に基づく申立ての数は、増加の傾向にあり、69ケースがある。しかしながら、ほとんどのケースは、水道事業、学校区に関わったもので、地方政府と関係があったものは7ケースにすぎない。

この連邦破産法第9章により地方政府は、財政危機時に、その財政の立て直しを図りながらその負債や契約の履行において、債権者からの保護を求めることができる。

通常の民間の破産の場合は、破産申立て者の意思に関わりなく財産や資産の整理が行われ、債権者に対してその収益の分配が行われるのに対して、連邦破産法第9章は、地

方政府が、破産の申立てを行っても、地方政府は、引き続き、基本的な公共サービスの提供や財産の保全を行うことができるが、この申立てによって、債券の利息を支払う義務を免れるものではない。したがって、破産宣告は、財政危機を作り出した基本的な問題に何らの解決を与えるものではなく、かえって公債の信用度を落とすことになりかねないと言われている。

2. ニューヨーク市財政危機の原因

今回のニューヨーク市の財政危機は、ニューヨーク州財政統制委員会（1975年の財政危機当時に設置されたもので、現在も名目的に存続しているもの）がニューヨーク市財政をその管理下に置くことを定めた発動条件の一つである市の決算赤字額の上限に対して、91会計年度（90年7月～91年6月）にこれを超える赤字決算となる可能性が高まり、さらにディンキンズ市長自身の財政管理能力に対する疑問が関係者間で起こったことにより、“市が自らの政策決定権に制限を受け、財政運営能力を失った75年の財政危機の二の舞になるのではないか”といった不安が市民、関係各方面で巻き起こったことによるものである。それでは、その具体的な原因となったものはいったい何であったのか。そのなかには75年当時と変わらないニューヨーク市の構造的な問題と、最近になって顕在化してきた問題とが含まれ、複雑な様相を示している。まず、今回の財政危機の背景となっているものを考察するに際して、1975年当時の財政危機の原因となったものとを比較しながら簡単にまとめてみると、概ね以下のようになる。

1975年の財政危機	1991年の財政危機
財政危機の発端（顕在化の契機）	
<ul style="list-style-type: none">1975年3月に金融機関がニューヨーク市債の引受けを拒否 (短期債の乱発と膨大な予算案赤字額により、金融界での信用度が低下したため)	<ul style="list-style-type: none">ニューヨーク州主導の財政統制委員会が定めるニューヨーク市の決算赤字許容額（経常収支1億ドル）をオーバーする決算赤字額が見込まれ、市の財政運営能力が失われる可能性が高まる（注1）。市長の財政管理能力への疑問
1：直接的な原因	

<ul style="list-style-type: none"> ・インフレ及びスタグフレーション (オイルショックに伴うもの) ・景気後退に伴う税収の伸び悩み ・短期債の溢発と高利率 ・連邦、州政府側からの財政援助が期待どおりでなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の停滞（イラクのクウェート侵攻に伴う原油価格の高騰、金融引き締め政策の継続） ・景気後退に伴う税収の伸び悩み ・連邦、州政府側からの財政援助が得られなかつた。
--	--

2：長期的・潜在的な原因

<ul style="list-style-type: none"> ・連邦補助金等の裏負担の増加 ・企業の市外脱出に伴う税収減、雇用減 ・中、高所得者階級の市外脱出（重税、高物価、治安、教育等） ・行政需要の拡大（貧困者等を対象） ・非効率な都市経営 ・多様な利益集団による多元的な政治構造 ・市の巨大な行政機構（組織、組合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦補助金等の削減、委任事務の増加 ・企業の市外脱出〔悪化傾向〕 ・中、高所得者階級の市外脱出〔悪化傾向〕 ・行政需要の拡大〔拡大傾向〕 ・非効率な都市経営〔悪化傾向〕 ・多様な利益集団による多元的な政治構造 ・市の巨大な行政機構〔拡大傾向〕 ・財政面の硬直性（民間への事務委譲の少なさ等）
---	---

3：その他の原因等

<ul style="list-style-type: none"> ・不適当な会計管理 (短期債の乱発、資本予算の経常的支出への流用等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の財政管理能力への疑問
--	--

こうした要因のいくつかについて以下簡単に説明を加えてみたい。

まず、今回のニューヨーク市の財政危機の背景及び市が置かれている社会的、経済的状況についてディンキンス市長は5月10日に発表した「92年度執行部予算案」の中での次のような流れのもとに説明している。

「全米的に現在不況期にありニューヨーク市もその影響を受けている。連邦政府・州からの市に対する補助金が削減され、十分な財源配分がない形で委任業務が増大している。こうしたなかで、大都市（特にニューヨーク）で顕著な社会病理現象を解決するための費用が増大している。」

まず始めに、市長が述べているこうした文脈に添って若干の説明を加え、さらにこの説明の中には触れられていない他の状況等を付け加えることとする。

（1）経済的動向

表1で示されるように1989年下半期頃からアメリカ国内の景気に陰りが見えてきており、ブッシュ大統領自身も89年12月に米国経済が不況期に入ったことを認める発言をし、1990年の第4四半期でGDP成長率がマイナスに転じたことで米国経済がリセッションに入ったことが明確になった。今回の不況に関して1991年2月に発表された*Economic Report of the President*のなかでは、「戦後アメリカが経験した8回の不況と比較して今回のリセッションは深刻なものではなく、その期間も短く、1991年の中ごろには経済状況は好転するだろう。」と分析し、1991年の実質GDP成長率を0.9%と見込んでいる。これを実証している形のデータが2つある。1つは、米国商務省が公表した最新の資料で、対前四半期のGDP成長率が90年第4四半期、91年第1四半期とマイナスが続いたが、91年第2四半期になって0.4%ながらプラスであったというもの、また民間雇用失業率の関係で、1990年夏から続いていた悪化傾向が1991年春頃から鈍化し、91年6月には7.0%という近年で最高の失業率を記録したが、7月には6.8%へと低下したと労働省で発表されているものである。

今回の経済的不況によりニューヨーク市だけではなく、全米各州をはじめ他の自治体で同様に財政的に苦しい状況に見舞われ、この景気後退下での歳入減を補うため全米50州のうち26州で91年度に増税が予定されている（*Fiscal Survey of the States-91年4月*）。

財政状況の逼迫は予算の成立自体にも影響を与えており、会計年度の開始が7月となっている州のうち、カルifornia州等9州が期限内に予算が成立せず、また、4月に新会計年度が始まったニューヨーク州では、7月になってやっと本年度予算の成立を見た。さらに、コネティカット州のブリッジポート市（人口約15万人）では、連邦破産法を適用して自治体の破産を申立てるといった事態にまで至っている（本章、1.（2）参照）。

（2）行政府機関関連

①連邦補助金をめぐる歴史的な動き

連邦政府の州及び地方政府財政に関する近年の対応は概ね以下のとおりに推移してきている。なお、連邦政府補助金の変化については、表2、表3及び表4を参考にして頂きたい。

ケネディ政権を引き継いだジョンソン大統領（民主党）は、「偉大な社会（Great Society）」を標榜して1960年代に貧困・大都市問題の解決及び教育の改善等の目的で、各種個別補助金を中心として、特定目的の地方団体や非営利民間団体等まで交付範囲を広げて積極的に財政支出を行った。

その後、ニクソン共和党政権が1969年に出現し、連邦補助金制度の見直しを図ったが、オイルショックに伴う不況対策補助金の交付を余儀なくされ、補助金の規模を縮小させることはできなかった。この間の状況は、表2にあるように連邦政府予算に占める州・地方政府への補助金額の構成比が1965年に9.2%だったものが、70年代には15～17%（補助金額の増加は7～8倍、実質ベースで見ても約3倍）になっていることからもうかがわれる。この時期のニューヨーク市側の財政状況を見てみると、市の財政規模は急激に膨らむことになるが、その反面、連邦・州政府からの補助金プログラムに対応するために市の補助裏負担も増加し、補助金依存体質と財政面での硬直性が進むことになった。こうしたことが1975年当時のニューヨーク市の財政危機の背景となっていたが、同様に、全米の他の地方政府でも、特に連邦政府から交付される補助金にその財源を依存する傾向がより一層強まっていった。表3にあるように、全地方歳出に占める連邦政府補助金の割合が1965年に15.1%であったものが、1978年には26.5%と10%以上増加している事実からもこうした状況が見て取れる。

1981年に就任したレーガン大統領（共和党）は、“強いアメリカ”的の再現をめざし

て軍事費を拡大するとともに、“小さい政府”の実現に向けて82年1月に「新連邦主義（New Federalism）」を打ち出した。このなかで、地方財政に関するものとしては、連邦補助金事業項目の整理統合を行ない、社会保障関係費、地域開発関係費、教育雇用対策費等を中心として補助金の大幅なカットを実行し、補助プログラム自体を州政府・地方自治体に移管することを実施した。この間の状況は、表2においてレーガン政権期間前後を比較して連邦予算に占める国防費が構成比23%台であったものが27~8%に上昇し、逆に州・地方政府への補助金が構成比17%程度であったものが10%台へと縮小されていること、あるいは、表3および表4にあるように、1980年頃から州・地方政府への連邦政府補助金が実質的に削減されている状況からも理解できる。特に表4にあるように、地方政府向けの連邦政府補助金の削減状況は著しく、10年前と比較して補助金額自体が減っており、この間の行政需要の増大や物価上昇等を併せて考えたとき、補助金削減策が地方財政に与えた影響の大きさがわかる。

1989年1月に同じく共和党のブッシュ政権になった後は、東西の緊張緩和に伴って「平和の配当」として軍事費の削減が比較的容易になったことを反映して、基調としてやや内政面重視となつてはいるが、十数年前のような州・地方政府への援助は実施されていない。

こうした連邦政府側の削減対応に拘らず、市が現在の事業を継続していく場合には、直接的に多額の財政負担につながることとなることは自明である。こうした状況から補填財源をどこに求めるかといった問題が起こつてくるとともに、ニューヨーク市は、一度膨れ上がった事業なり支出項目を抜本的に見直すことも迫られることになる。

②連邦政府予算に対する市の反応

ディンキンズ市長は、執行部予算案のなかで「国内の他のすべての都市部の中心都市と同様、ここ10年来連邦政府より見放されており、従来連邦政府で対応していた住宅、教育、薬物の乱用等の多くの行政分野について、適切な財源手当もなく地方政府に委任されている。」と述べるとともに、当該予算に関して、「教育関係及び下水処理関係の補助金が増額されてはいるものの、市の事業として依然重要な性格を有する、コミュニティ推進プログラム（Community Development Program）一低・中所得者向けに住居、社会サービスを提供し、コミュニティを改善するもの一に対する補助が2,000万ドル削減され、さらに、大量交通機関に対する財政援助として受けていた

額が削減されている。」としている。

また、市長は上述の事項の他に、

- (ア) 一般歳入分配 (General Revenue Sharing) 分を市の教育費に充当していたが、86年にこのプログラムが廃止された。
- (イ) 81年当時に1万5千人を対象とした職業訓練対策として受けている補助額と比較して、現在の補助金額は約5分の1に削減されており、事業規模の縮小を余儀なくされている。
- (ウ) 市の社会资本形成に対する助成が81年当時の3分の1以下になっている。
と述べ、連邦政府の補助金削減策を非難している。

(New York Times 5/26/91)

なお、市当局の算定によると仮に81年と同レベルで連邦が市に対する補助を続けていたと仮定すると、市は91会計年度に12億ドルの補助の上乗せを得られ、80年代を通じて70億ドルの追加支援を得られたであろうといった数値もある。これを裏づけるように、連邦政府が行なってきたニューヨーク市に対する財政補助の実態は、額的にはほぼ横這い（近年は微増）ではあるが、その対応状況は行政需要の増大傾向及び物価上昇に見合っておらず、市財源に占める連邦政府補助金の割合は、1981年当時17.9%であったものが、現在9.3%にまで落ち込んできている。

③州政府補助金等について

市長はまず執行部予算案のなかで、4月1日に始まる州の新年度予算が期日までに成立しなかった（当該予算の成立は7月になった。）ために、市に対する州補助金等の支出がなされず、これに伴って市の借入金利息分に対する余分な支出を余儀なくされるとともに、市が発行する短期債の発行利率が上がり、債券市場での市の信用度を低下させたとしている。

次に、教育関係費補助について、ニューヨーク市は州に対して不公平補助の是正を主張している。これは、以前から問題のあった案件であるが、市と州政府・議会との関係という歴史的な経緯も関係している。執行部予算案のなかで市長は「州内の公立学校生徒数の37%をニューヨーク市で対応しているにもかかわらず、市は州の教育関係補助金総額の33%しか受け取っていない。特に特別教育が必要とされる州全体の生徒数の52%、英語能力が十分でない生徒の78%の教育を行わなければならず、こうした特別教育に係る

経費に対して適正な追加補助があってしかるべきだ。適正な補助額との差額は、毎年4億8,500万ドル以上になっている」としている。

また、市長は、市の基本的な行政サービスために支出される交付金の削減額1億9,200万ドルを現状にもどすことを要求している。

さらに市長は、支出が増大してきている州が実施主体の低所得者医療扶助制度（Medicaid—メディケイド）について、引き続き州の全面的財政負担肩代わりを要望している（この背景として、メディケイドについては、その総額の50%を連邦政府が負担し、残りは州政府が負担するというのが多くの州で行なわれている形態であるが、ニューヨークの場合は州と市が25%ずつ負担しているという状況がある。）。しかし、こうした市からの要望に対する州側の反応としてクオモ州知事は、「医療扶助制度について市の負担を肩代わりすることは、州税の新たな増税に結びつく」として、これを拒否し続けている。

（7／22／91 New York Times 等）

最後に市長は、市と州間の混乱を避けて協同関係を生み出し、さらに債券市場での両団体の地位を安定させるため、単年ベースの予算だけでなく、4年間等のやや長期の財政運営計画を州側でも作成するべきだとも提案している。

なお、州政府の市に対する補助金額は、連邦政府のそれと比較して必要とされる行政需要に対応して支出されていると言うことができ、市の歳入総額に対する構成比も例年20%前後と安定している。

（3）社会病理現象

ディンキンズ市長がニューヨーク特有のもので、特別な支出が必要となっているものとして例示しているものに、犯罪の増加、AIDSの蔓延、多数の公共扶助受給者、薬物の濫用等がある。以下においてその現状を少し述べてみる。

①犯罪

ニューヨーク市内での殺人件数は1990年に史上最悪の数値（2,245件）を記録した。1980年前半にはやや減少傾向を見せていましたが、景気のかけり、警察官数の減少等により、再び増加の傾向を示しているもので、これは、1日に6件強のペースで市内で殺人が起こっていることを意味している。市民に対して安全な街づくり「Safe St

reets, Safe City」を公約としている市長としては、治安の維持に努めるため、人件費の上昇を警戒しながら、警察官数を何とか維持・増加させる必要がある。常勤の警察官数は1988年の3万4千人をピークにして最近やや減少の傾向ではあるが、1985年から続いている3万人の大台を保たざるを得ない状況にある。

犯罪の多発にともなって、刑務所等の収容者も1980年頃から急増してきている。市内の刑務所等の収容人数は1981年当時1日平均7千人程度であったものが90年から2万人を超えており、約3倍の急増ぶりである。刑務所等の新設と関係職員の増加は避けて通れない事態となっている。

②AIDS関係

1991年5月末時点でニューヨーク市内のエイズ認定患者総数は、約3万2千人で、アメリカ国内の認定患者総数の18%を占めている。また、ニューヨーク市保健局の統計によると、市民30人に1人がエイズに感染しているという。ニューヨークでは、エイズはもはや一部の人の問題ではなく、市民生活全体に影響を及ぼす深刻な問題になってきている。市長は、エイズ問題に対応するのは、連邦政府の責任であるとしながらも、世界最大規模のエイズに関する研究施設を、市財政から340万ドルを支出して設置するとともに、保健局のエイズ関連の予算を91年度から500万ドル増加させ、5,700万ドルにするとしている。

③公的扶助と医療保障

公的扶助プログラムとして代表的なものは、連邦が主体となって実施している事業で、親の不在、失業等によって養育を欠く貧困児童のいる世帯を対象とした扶養児童家族扶助（AFDC）と、ニューヨーク州が実施主体で貧困者に対する金銭及び医療給付プログラムである貧困者在宅救済（HR）が挙げられる。公的扶助受給者数はその時期の経済状況とともに、連邦・州政府の政策、市の福祉に対する姿勢等によって大きく左右される。ちなみに、1970年～73年の不況期には、ニューヨーク市内で100万人を超える受給者が公的扶助を受けていたが、その後レーガン政権下の扶養児童家族扶助の資格制限、州政府の貧困者在宅救済プログラムの拡大及びコッチ市長の公的扶助受給者の削減方針等によってそれぞれ増加又は減少している。公的扶助受給者は、統計上は70年前半より減ったとはいえ、実態として環境が改善された結果とは言い難く、90年現在の受給者数は

両プログラムで依然84万人にものぼっている。市は、このように多くの公的扶助受給者を抱え、しかも公的扶助に係る費用が増大していくなかで、扶養児童家族扶助プログラムの25%を、貧困者在宅救済プログラムの50%を負担せざるを得ず、これが財政を圧迫する大きな要因となっている。なお、全米50州のうち扶養児童家族扶助プログラムの実施に際して地方政府の負担を求めている州は約2割程度であり、そのうちニューヨーク州がもっとも高い負担を求めている。

その他、80年代後半から急増している児童の虐待、放任への対策（市内の対象児童は92年見込み約6万人で85年の3倍以上、必要経費は約8億ドル）や、市内に約6万人いるとも言われているホームレスの避難所に係る経費の増加等ニューヨーク市を取り巻く特殊な環境がある。

アメリカの公的な医療保障制度として代表的なものは2つあり、1つは、連邦政府の負担のもとに実施されている、老齢者、障害者を対象とする「メディケア」であり、いま1つは連邦政府が補助し、州政府が運営する低所得者医療扶助「メディケイド」である。このうちメディケイドについて、ニューヨーク州は市に対してその費用全体の25%の負担を求めており、全米的に見ても例外的であるばかりか、もっとも高率の負担となっている。これは、全米で最も多額な経費を必要とするニューヨーク州内のメディケイドのコストについて、州がニューヨーク市ほか地方政府に負担させているもので、制度発足当時の60年代ではニューヨーク市の財政状況はそれほど逼迫しておらず、また、受給者数も少なかったため必要コストも少額であったという背景があった。しかし、市は現在140万人ものメディケイド受給者を抱え、これに係る市の負担額も約16億ドルに膨れ上がっており、さらにこの負担額も毎年15%近く上昇してきているなど、市の財政に与える負担も相当なものとなってきた。こうした状況のもとに、デインキンス市長だけでなく歴代の市長がメディケイド事業実施に係るニューヨーク市の負担分の見直しについて州に要求してきているのである。

以上のようなことが今回の財政危機の背景としてディンキンス市長が執行部予算案のなかで触れている事項の概略である。ここで、市長があまり触れていない、あるいは、触れることができなかったその他の背景を以下述べてみたい。それは、ニューヨーク市内の人団、主要企業の動向とともに、巨大な行政機構と財政面の硬直性とのつながり、さらには、市長の財政管理能力等についてである。

(4) 人口の推移

ニューヨーク市の人口は、下の表からもわかるように、1950年代からそれ程増加しておらず、1990年人口（最新の国勢調査数値）と、80年人口とを比較した場合もわずかに3.5%しか増加していない。この間の全米の人口増加率は10.2%であるということや西海岸の各主要都市が二桁を超える伸びを示しているのに比較すると微増に止まっている。

特にこの10年間にニューヨーク市内の担税能力が大きいと思われる白人の人口は、約54万人も減少し、その構成比も52%強から43%強へと半数を割り込んでいる。白人にとどまらず中・高所得者（特に家族持ちの）は、市内の重税、高物価を避け、治安が比較的良好く、教育環境も優れているニューヨーク市の郊外かあるいは周辺の州に移転する傾向が顕著に表れている。こうした傾向とは逆に、公的扶助が必要な経済的、社会的な弱者が市内に残り、場合によっては、高水準の社会保障を求めて貧困者がニューヨーク市内に流入する傾向がある。こうした人口の推移及びその構成の変化が税収等の伸悩みの一因となり、また支出を余儀なくされる行政需要を引き上げている状況は十分推測できる。

年	市 の 人 口	'50 = 100
1950	7,891,957	100.0
60	7,781,984	98.6
70	7,895,563	100.0
80	7,071,639	89.6
90	7,322,564	92.8 (国勢調査人口から)

(5) 主要企業の市外流出

まず、ニューヨーク市内にある全米上位500社の製造業の本社数の推移を見てみると128(59年)、126(69年)、78(79年)、43(89年)と70年代および80年代にわたって激減している。また、ニューヨーク市内にある銀行、保険、小売、運輸、公益事業の全米上位50社の本社数の合計を見ても、50(59年)、48(69年)、33(79年)、24(89年)と変化し、特に小売、運輸業関係の本社数が減少している。

ニューヨークを取り巻く産業構造の変化、企業の複合化の進展あるいは本社設置地の選定に関するアメリカ企業のもつ柔軟性等はあるにしても、こうした企業の行動は、ニューヨーク市及び近郊に経済的、社会的にかなりの影響を与えているものと思われる。このように企業が移転するのは、市の重税からの逃避、エネルギーコスト、用地・オフィス空間市場、労働者の質の低下、交通・通信機能の重視あるいは子女の教育環境、治安条件等のさまざまな要因が考えられるが、いずれにしても、ニューヨーク市は市税の収入源を断たれるとともに、市内の労働市場の需要減につながってきていることは疑いがない。

(6) 巨大な行政機構と財政面での硬直性

Wall Street Journal紙では、「ニューヨーク市の財政危機の本質的な理由は、硬直した行政機構と、官僚主義と、役所仕事にあり、それらは、市民が必要としているものとは別の方向で増大する傾向にある。(6/20/91)」とし、行政機構内部の問題を指摘している。この問題は、既に75年当時にも指摘されていたことでもある。常勤職員24万人強を有する巨大な行政機構のために、経済状況の変化、連邦・州政府側の補助金等の対応の変化に即応できず、各担当部局や関連の独立機関の個別の裁量が大きくなり、市長をはじめとした上部のコントロールが困難な状況となり、その結果、財政の硬直化が進んだものとも理解できる。以下、この点について若干の例を挙げながら説明を加えてみたい。

①教育委員会の構造的な問題

ニューヨーク市内には日本の小中学校に相当する公立小中学校が800校以上、高等学

校に相当するものが100校以上ある。基本的な運営方針については州が、財政関係については市が主に管轄している。市の教育委員会は、中央教育委員会と各地区的教育委員会とに分かれており、概ね前者は全体的な教育方針の策定と高等学校の管理運営を、後者は小中学校の管理運営を受け持っている。

アメリカの公立学校は、一般の自治体から財政的にも行政的にも独立し、課税権と独自の予算を有する「学校区」という特別区で運営されているのが通例であるが、ニューヨーク市については、市行政部局である教育委員会がこれを担当していて、財政的にも市の予算の一部を構成しているという特殊事情がある。

また、教育関係費を決算ベースで見た場合、ここ10年で2.35倍になっており、市の経常歳出総額に占める割合も、1981年の19.4%から1990年の24.5%へと増加してきている。こうした状況を説明するものとして、ニューヨーク市の場合、英語が母国語でない生徒も多い等の理由により、2ヶ国語教育、特別教育に係る経費がかさんでいるのも事実であるが、その他市独自の特殊要因として、教育委員会内の構造が挙げられる。

ニューヨーク市が雇用している常勤の教育関係職員数は、1990年現在で8万6千人強であり（ディンキンズ市長はこれを8万1千人余りに削減しようとしている。）、非常勤等の職員を考えると11～12万人の職員が雇用されているといわれている。

まず問題なのは、教員以外の職員数が多すぎるということである。職員の構成を見てみると、管理職のほか、守衛、調理、通学バスの運転等を担当する教員以外の職員数が、教職員数全体の約44%も雇用されているという事実がある（参考までに、日本の公立の小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校に勤務する教職員数全体に対する職員数の構成比は17.6%である。一平成2年度学校基本調査）。こうした点のほかに、職員が情実や政治的なつながりによって採用されているということが問題をさらに深刻化させている。

こうした問題点は、教育委員会内の構造に深く根ざしているものである。

まず、市の中央教育委員会の委員は、現在7名から構成されているが、市長が任命できる者はわずかに2名であり、その他の委員は5区のboroughから選出されており、市長の意向が十分に反映されにくいという点がある。また、市内各地の教育委員会は合計32に分かれており、教育委員会の権限を分散させる趣旨で制定された州法（decentralization law; 1969）によって、それぞれの地域の委員会に中央教育委員会の意向が反映されにくい構造になっているということも関係している。ディン

キンス市長としても、自らが任命できる中央教育委員会の委員数の増加と、上述の法を改正するべく、州政府ほかの各方面に働きかけを行っている。

②民間への事務委譲

ここで言う事務の民間への委譲（privatization）とは、民間企業と契約して行政事務の一部分を委譲すること及び公共サービス部門に民間企業の参入を認めて市場の競争原理を導入させることを意味している。この概念は今回のニューヨーク市の財政危機を克服するために注目を集めているものである。

ニューヨーク市の行政サービスは市独自で実施しているか関連の公営企業が行っているものがほとんどであり、米国内の他の都市と比較した場合でも民間委託されている分野は少なく、わずかに社会福祉事業の一部や道路の補修等に限られており、これが行政サービスの質の低下と財政面での硬直性につながっているというものである。

民間への事務委譲を支持する有識者たちは、その利点として、市場の競争原理の導入により事務の実施に要するサービスコストを低下させることができるとともにその質の向上につながると述べ、民間への事務委譲を進めれば、年間20～40億ドルの大幅なコストダウンができるとしている。その具体的な対応策として、1960年代に市の幹部でもあったニューヨーク市立大学Baruch校のSavas教授は市営のバスサービスや家庭ゴミの収集事業へ民間企業の導入を検討することや、ラ・ガーディア、ケネディ両国際空港内の市有地等を民間企業へ売却すること等を提言している。

ディンキンス市長自身も、民間への事務委譲に関して、企業や労働者のリーダーからなる研究会を設けている。しかし、市職員数の削減と非組合員の増加の可能性により市の労働組合に反対され、また、公共団体の存在意義、民間企業導入の利点への疑問等の理由からリベラルな政治家等からも反発に遭い、実現の目処がたっていない。

とはいえ、民間への事務委譲に関しては、まだ十分に議論されているとは言えず、構造的に硬直化した市の財政構造を抜本的に改善し、よりよい行政サービスを提供していくためには、今後避けることのできない問題と言えよう。

その他、巨大な行政機構、財政面での硬直性に関連するニューヨーク市の特殊事項として挙げられる例は、

③強力な組合の存在

部局ごとに組織された組合の存在自体はニューヨーク市だけのものではないが、14万人の組合員を有する一般市職員組合ほか、全体で約30万人が加入している市関係職員組合は市長選や市の政策決定等に大きな影響力をもっている。

④市立大学の運営

市内に合計21校、約20万人の学生数を有する「CUNY」(The City University of New York)は、全米でも屈指の規模を誇っている。しかし、当大学は市民のための大学といった趣旨で設立され、安価な授業料で運営されているため、逆に市財政への影響も大きくなっている。(90年度の運営費約3億ドル)

⑤市立病院の運営費補助

市内に16もの市立病院を整備しているためこれの運営費補助として年間5億ドルが必要とされている。

など様々なものがある。

ここで、今回の財政危機の原因ではないが、70年代からの財政状況の影響を受けて予算・執行額が削減されたため、今後大きな問題に発展すると思われる市内の社会資本整備の問題について少し触れてみたい。

(7) 社会資本整備に係る問題

ニューヨーク市内の道路、橋梁等の社会資本の整備の悪さはよく話題にされるところであるが、これも、1970年代あるいはそれ以前からの緊縮財政下における資本予算の大幅な削減によるところが大きい。その例として橋梁と上水道の現状を以下簡単に述べてみたい。

まず、橋梁についてであるが、現在ニューヨーク市内には、河川橋、鉄道橋、陸上交通橋あわせて2,000あまりの橋梁が架かっており、これに対する維持管理は、市、州あるいはその他団体がそれぞれ対応している（うち市の維持管理下にあるものは約40%）。

ワシントンの「Road Information Program」等の調査によると、これら市内の橋梁のうち約70%のものについて管理状態が悪く、老朽化しているばかりでなく交通に障害がでているものもあるとして、全米で最悪の状態だと報告している。これらの橋梁は50～60年前に建設されているものが多く、州の運輸局も1950年代から十分な維持管理がなされていない結果が現在の状況に結びついていると述べている。

また、市の上水道施設も老朽化が問題になりつつある。以前市の交通局の副局長でもあったCooper Union社会資本研究所のSchwartz教授は、その研究報告のなかで、上水道施設のうち、1890年以前に整備された施設が全体の6%強、さらに範囲を広げて1930年以前に整備されたものを見てみると全体の約52%にのぼっていると述べている。上水道施設の耐用年数は100年～150年であり、これを考えると、2020年には全体の4分の1、2040年には40%が耐用年数を超えることになると警告している。下水施設の耐用年数はこれより長いと言われてはいるが、2020年には全体の43%のものが整備されてから100年を超える状況になると報告されている。

Schwartz教授は、これら施設の耐用年数が過ぎてしまうまで放置するのではなく、社会資本の維持管理についてしっかりと長期計画を立て、補修費用の負担を多年度に分散させ、必要な財源がその時期の財政状況等によって削られることのないようにするべきだと進言している。

(8) 市長の財政管理能力

最後に、今回の財政危機が顕在化してきた大きな理由のひとつとしてディンキンス市長自身の市財政管理能力に関する疑問が挙げられよう。これは同時に、市の財政運営に関する管理能力とともに、政治家としての資質をも問われている問題である。この問題が話題になったのは、90年10月初めの市長の一連の言動が発端であった。以下、その時の状況と各方面からの反応を時系列的に要約してみたい。

10月1日

市長、市教員に対する賃金の引き上げ交渉に応じ、引き上げ額を5.5%とする旨の声明を発表。

→市の置かれている財政状況を考えたとき、引上げ率が高すぎるといった各方面からの反応が起こった。その他の労働組合と調整されて決定された数値ではないため、各組合側は限られた予算のなかで、自分が属する組合は逆に引上げ率が押さえられるのではないかといった不安感を持った（事実、12月末に妥結した一般市職員の給与引上げ率は15カ月で5%に押さえられた。）。

10月2日

市長、18億ドルに上る防犯計画を発表。これに係る資金は、個人所得税の改正等によって対応すると述べた。

→個人所得税の改正は州の関与する事項であるのにもかかわらず、市長から州議会の実力者、MAC関係者等に事前の話がなされておらず、関係方面の反感を買った。

10月3日

市長、市の税収が落ち込んでいるので、市職員の雇用の凍結が必要だと発表。

10月4日

市長、14億ドルに達する市の赤字を埋めるため、1万5千人の市職員の一時解雇が必要だと述べる。

同日、市の会計監査役（Holitzman女史）は、市の赤字額は市長の述べたものよりかなり大きく、約26億ドルに達するであろうと発表する。

→市の職員組合に何ら相談なく一方的に市長から一時解雇の発表があったため、先の教員の給与引上げの問題とも絡んで、関係組合側は市長を激しく非難した。また、市の財政不足額については、その額の多さとともに、推計値も頻繁に変更され、特に今回は、市長の公表した額と、同日会計監査役が発表した額があまりに食い違っていたため、「果たして市長は市の財政的な現状を的確に把握しているのか」といった疑問がでてくるのも自然なことであった。

このような状況を受け、デインキンス市長に対する市民の評価も厳しいものとなっていました。市内の動きを専門的に扱っている「New York Observer」紙が実施した調査によると、「デインキンス氏の政策について、ニューヨーク市の市長として評価しますか。」という問い合わせに対して、「評価する」と答えた人の割合は、1990年6月（60%）、同10月（34%）、1991年1月（29%）、同4月（33%）ということであり、最近幾分もちなおしの傾向があるとはいえ、政策を評価する人の割合は依然

低率であることには変わりがなく、厳しい現実を示している。そして、市の財政赤字額の多さとともに、こうしたディンキンス市長の財政管理能力に対する疑問から、政・財界はいうに及ばず、一般市民の目から見ても、ニューヨーク市は再びその自己統治能力を失い、1975年当時の財政危機のような状況に陥ってしまうのではないかといった危機感が広まつていったのであった。

3. 財政危機への対応策

今回のニューヨーク市の財政危機への各行政関係機関の対応策と、1975年当時の対応策との基本的な違いとして主に次の3点が挙げられる。なお、今回の財政危機に対する具体的な対策については、第6章「92年度予算の概要」を参考にして頂きたい。

まずは、財政再建を主導する機関が違うことである。75年当時はニューヨーク市の自己統治能力が失われ、州主導で財政再建が図られたのに対して、今回は何とか市独自で再建への道を歩もうとしている。つまり、75年当時はニューヨーク市の財政再建のために州で制定された緊急財政法によって緊急財政管理委員会－1978年から財政統制委員会（F C B）となり、86年以降は名目的に存続している一が設置された。また、自治体援助公社（M A C）が設立され、州の信用力をバックにしてニューヨーク市の資金調達のための債券の発行を代行したのであった。これに対して今回の財政危機への対応は最終的に市長のコントロール下で市独自の対策で実施されることとなったのである。これには、75年当時のビーム市長が提示した「危機予算」が職員組合等の強硬な反対の前に大幅な後退を余儀なくされ、その結果として州主導型の再建機関となったのに対し、今回ディンキンス市長が提示した予算に対しては、最終的に市議会、職員組合、州政府等それぞれの譲歩があって、基本線ではその趣旨が生かされたという違いがあった。こうした背景には、今回の市の財政再建に関して協力あるいはこれを主導すべき州の財政状況が逼迫していたという事実がある。

91会計年度のニューヨーク市の単年度経常赤字決算額は、最終的に3億～4億ドルになると予想されているが、これは、財政統制委員会が市の財政を管理するための条件の一つ（経常赤字額1億ドル）をオーバーしている。しかし、「赤字限度額は1975年以降のインフレ率を考慮して引き上げられることも考えられる」とし、市の財政再建に州が乗り出すことに消極的であったクオモ州知事等の意見を反映して、8月1日に開催された同委員会では、“財政統制委員会によって市の財政を管理しない”という意見が大勢を占めたのであった。

次に、連邦・州政府側の対応の違いが挙げられよう。75年当時は、フォード政権下の連邦政府が最終的に23億ドルの救済融資に応じ、州政府も自治体援助公社を通じて市の資金調達への協力をしたのであった。ところが今回は、連邦・州政府ともに財政状況が厳しく、ニューヨーク市としても援助が期待できる状態ではないのが実情である。

最後に、市当局の対応策の違いが挙げられる。増税と職員の一時解雇については両時期で同様の対応策であるが、これに加えて75年当時は公的扶助費の抑制と資本予算の大幅な縮小が基調となっていた。これに対して、今回の対応策はディンキンス市長の公約もあって、福祉関係のカットは押さえられ、資本予算については、住宅・学校の建設、橋梁等の補修について継続して実施していく方向である。市長の姿勢としては、この分を徴税努力、事務の効率化、公債の発行等で補おうとしている。しかしながら、徴税努力や、事務の効率化といった経費削減策がどの程度実現され、有効なものであるか少々疑問であり、より長期的な視点から見た場合、今後さらになんらかの思い切った改革が必要になるとも思われる。

4. 財政収支の動き

ここで、90年会計年度決算（最新公表分）までの最近のニューヨーク市の経常的収支の動きを歳入部分と歳出部分とに分けて概観してみたい（表5参照）。

（1）歳入関係

歳入関係では、まず、固定資産税（Real Property Tax）の順調な伸びが指摘できる。これは、1983年度から課税対象に従って4等級に分け、個別の税率で課税するようになったこと等により、客体を的確に把握し、適正な税率を課すことができるようになったことも関係している。（第3章2（1）固定資産税参照）

次に売上使用税（Sales and Use Tax）と所得税（Income-Based Taxes）の伸び悩みが指摘できる。当該税は近年歳入総額の伸びを下回る伸び率にとどまっている場合が多く、最近の経済状況を表しているとも思われる。

特に個人所得税（Personal Income Tax）について、最近税収が落ち込んでいる傾向が見られ、滞納の問題が注目を集めつつある。市の財務局の発表によると、91会計年度の当該税の滞納金額は3.15億ドル、課税額の3.64%に相当するもので、滞納者の多くは、商業ビルかオフィスビルの所有者であったという。滞納率がここまで悪化したのは、70年代の財政危機（最悪は76年の滞納率7.5%）から初めてのことであり、今後市の財政に与える影響が懸念されている。

なお、ニューヨーク市民の税負担は、市税と州税とを合わせると、全米でもっとも高いものとなっており、これが、中・高所得者層、企業の市外脱出の傾向に拍車をかけていることについては既に述べたとおりである。例えば、市税、州税等併せて8.25%という売上使用税の税率は全米で最も高い税率の一つであり、その他、固定資産税、賃貸事務所税、個人所得税、一般・金融法人税等の課税についても全米で最も高いレベルとなっている。

連邦政府・州政府からの補助金（制限付補助金及び非制限補助金）に関しては10年来歳入総額の伸び率を下回っていたが、90会計年度はそれを上回る伸びを示し、補助金をめぐる環境が若干好転した傾向がうかがわれる。

(2) 岁出関係

まず注目されるのは、人件費の継続した伸びである。81年から人件費は歳出総額の変化以上の伸びを見せている。常勤の市職員数については、74年には約29万人いたといわれていた職員を急激に削減した結果、80年に190（千人）まで減少した。しかし、行政需要の増大に対応してその後増加に転じ、90年には243（千人）に達している。このことが近年の人件費の伸びに影響している（第1章表1参照）。

また、年金（Pensions）に関してはここ数年伸びを押さえてあり、89及び90年決算においては前年度より削減されている。

医療保障制度、福祉関係では、89年までは支出額として横這いの傾向があったが、90年決算において対前年比8%強伸びている。この分野での市の財政負担は今後ますます増加していくものと予想される。

また、歳出総額に占める公債費の割合は、76年14.5%、81年13.0%、86年7.2%、90年6.3%とほぼ順調に減少してきており、75年の財政危機を経験した市の財政運営に対する慎重な姿勢が表れている。ただ、80年代後半のコッチ市長の社会資本整備計画以降、市の財源を起債に頼る傾向が再び現われてきており、このような状態で推移すると、歳出総額に占める公債費の割合が94年には再度10%を超えることになるだろうと予測されている。

なお、部局ごとに決算額の変化を見てみると、歳出総額が81から90会計年度にわたって85.6%増加しているのに対し、この間に倍額以上の歳出増があった主な部局は、矯正局（4.77倍）、警察局（2.27倍）、教育委員会（2.35倍）、環境保全局（2.07倍）等があり、社会福祉局も94%の伸びを示している。

これら部局で支出額が急増した主な原因を簡単にまとめてみると以下のようになる。

[矯正局]

刑務所等の収容人数の増加に伴うもの。

（現在、1日平均の刑務所等の収容人数は、1981年の1日平均の約3倍に増加している。）

[警察局]

犯罪件数の増加傾向に伴うもの。

(殺人件数は90年史上最悪を記録し、91年にさらに悪化する傾向が見られる。)

市長の公約に基づく、「Safe Streets, Safe City」プロジェクトを推進するため。

[教育委員会]

2ヶ国語教育、特別教育に係る費用が増加しているとともに、特別教育が必要な生徒数が激増しているため。

[環境保全局]

大気汚染、危険廃棄物に関する連邦政府からの委任事務が増加している。今後、騒音公害関係の新規事務も追加される予定あり。

[社会福祉局]

予算の約97%が連邦、州政府からの委任事務に対応するものであり、近年、公共扶助受給者数等が増加傾向にあり、養育保護が必要な幼児数も激増している。

(表1)
G N P 対前年(期)変化率

年(四半期)	対前年期G N P 变化率
7 0	▲ 0 . 3
7 1	2 . 8
7 2	5 . 0
7 3	5 . 2
7 4	▲ 0 . 5
7 5	▲ 1 . 3
7 6	4 . 9
7 7	4 . 7
7 8	5 . 3
7 9	2 . 5
8 0	▲ 0 . 2
8 1	1 . 9
8 2	▲ 2 . 5
8 3	3 . 6
8 4	6 . 8
8 5	3 . 4
8 6	2 . 7
8 7	3 . 4
8 8	4 . 5
8 9 - 1	3 . 6
8 9 - 2	1 . 6
8 9 - 3	1 . 7
8 9 - 4	0 . 3
9 0 - 1	1 . 7
9 0 - 2	0 . 4
9 0 - 3	1 . 4
9 0 - 4	▲ 1 . 6
9 1 - 1	▲ 2 . 8
9 1 - 2	0 . 4

(Economic Report of
the President 等から)

(表2)

連邦政府歳出総額、目的別構成比

年 度	総 額 (10億ドル)	構 成 比 (%)		
		國 防 費	対個人支出	対州・地方 政府補助金
1965	118.2	42.8	28.0	9.2
70	195.6	41.8	33.1	12.3
71	210.2	37.5	38.3	13.3
72	230.7	34.3	40.3	14.9
73	245.7	31.2	42.5	17.0
74	269.4	29.5	44.6	16.1
75	332.3	26.0	46.2	14.9
76	371.8	24.1	48.4	15.9
77	409.2	23.8	48.0	16.7
78	458.7	22.8	46.0	17.0
79	503.5	23.1	46.3	16.4
80	590.9	22.7	47.0	15.5
81	678.2	23.2	47.7	13.9
82	745.7	24.8	47.8	11.8
83	808.3	25.9	48.8	11.4
84	851.8	26.7	46.9	11.4
85	946.3	26.7	45.0	11.2
86	990.3	27.6	39.7	11.4
87	1,003.8	28.1	46.8	10.8
88	1,064.0	27.3	46.9	10.8
(賸積) 89	1,137.0	26.2	47.1	10.8

—U.S. Office of Management and Budget;
 「Historical Tables, Budget of the United States Government」より

(表3)

全地方歳出額に占める連邦政府補助金

年 度	対前年伸び率 (%)は5ヵ年平均	歳出総額に 占める割合
1955	4.9%	10.2%
	(17.3%)	
60	7.7%	14.5%
	(9.4%)	
65	7.9%	15.1%
	(17.2%)	
70	18.2%	19.0%
	(15.9%)	
75	14.7%	22.6%
76	18.7%	24.1%
77	15.7%	25.5%
78	13.9%	26.5%
79	6.4%	25.8%
80	10.4%	25.8%
81	3.6%	24.7%
82	▲7.0%	21.6%
83	4.9%	21.3%
84	5.5%	20.9%
85	8.5%	20.9%
86	6.1%	20.5%
87	▲3.6%	18.2%
88	7.7%	18.1%
(賛)89	2.0%	17.1%

1989年ACIR発行 “Significant Features of
Fiscal Federalism” I P21から作成

(表4)

連邦政府支出金等の推移

(単位: 10億ドル、%)

会計年度	州 政 府			地 方 政 府				
	歳入総額 (a)	うち連邦政府 からの支出金 (b)	連邦政府支 出金割合 b / a ×100	歳入総額 (c)	うち連邦政府 からの直接支 出金 (d)	うち州政府か らの支出金※ (e)	連邦政府支 出金割合 d / c ×100	州政府支 出金割合 e / c ×100
1957	24.7	3.5	14.2%	29.0	0.3	7.3	1.2%	25.2%
62	37.6	7.1	18.9%	43.1	0.8	10.9	1.8%	25.2%
67	61.1	13.6	22.3%	64.6	1.8	18.4	2.7%	28.5%
72	112.3	26.8	23.8%	114.8	4.6	35.1	4.0%	30.6%
75	157.0	36.1	23.0%	159.7	10.9	51.1	6.8%	32.0%
76	183.8	42.0	22.9%	178.3	13.6	56.2	7.6%	31.5%
77	204.4	45.9	22.4%	196.5	16.6	60.3	8.4%	30.7%
78	225.0	50.2	22.3%	214.5	19.4	64.7	9.0%	30.1%
79	247.0	54.5	22.1%	234.6	20.6	74.2	8.8%	31.6%
80	277.0	61.9	22.3%	258.3	21.1	81.3	8.2%	31.5%
81	310.8	67.9	21.8%	287.8	22.4	89.0	7.8%	30.9%
82	330.9	66.0	20.0%	315.3	21.3	95.4	6.7%	30.2%
83	357.6	69.0	19.3%	338.1	21.0	98.4	6.2%	29.1%
84	397.1	76.1	19.2%	366.2	20.9	105.8	5.7%	28.9%
85	439.0	84.5	19.2%	402.5	21.7	116.4	5.4%	28.9%
86	481.2	92.7	19.3%	434.8	20.4	126.8	4.7%	29.2%
87	516.9	95.5	18.5%	469.3	19.5	136.8	4.2%	29.1%

※連邦政府からの支出金で州政府を経由して交付されるものを含む。

1989年ACIR発行 "Significant Features of Fiscal Federalism" II P24から作成

(表5)

	ニューヨーク市の経常決算の推移										(単位:百万ドル)
	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985
収入											
不動産税	2,896	2,967	3,227	3,230	3,130	3,196	3,298	3,603	3,787	3,957	4,227
その他の税	2,069	2,865	3,071	3,186	3,279	3,763	4,351	4,603	4,919	5,572	6,311
連邦・州補助金	6,265	5,214	5,459	5,663	5,227	5,240	5,387	5,769	5,800	6,183	6,834
その他の収入	734	797	798	780	834	938	1,063	1,142	1,227	1,234	1,436
計	11,964	11,843	12,555	12,859	12,470	13,137	14,099	15,117	15,733	17,036	18,808

支出											
人件費	(10,207	5,278	5,943	5,492	5,783	6,419	4,452	4,887	5,412	6,067	6,688
人件費以外	3,775	3,026	3,597	3,126	3,335	5,617	6,076	6,104	6,402	7,362	
医療扶助及び福祉	2,674	2,691	2,518	2,095	1,956	2,084	2,282	2,463	2,742	2,894	
公債費	1,826	1,986	1,934	1,964	1,888	1,783	1,818	1,831	1,720	1,802	1,852
計	12,033	13,713	13,594	13,571	12,892	13,493	13,971	15,076	15,699	17,013	18,796

単年度収支	▲ 69	▲1,870	▲1,039	▲712	▲422	▲356	128	41	34	23	12
-------	------	--------	--------	------	------	------	-----	----	----	----	----

収入	1986	1987	1988	1989	1990	1991*	1992**
不動産税	4,600	4,976	5,382	5,943	6,543	7,225	7,309
その他の税	6,595	7,702	7,889	8,410	8,472	8,660	9,545
連邦・州補助金	7,249	7,108	7,413	8,051	8,672	9,533	9,163
その他の収入	1,576	1,604	1,742	2,085	2,250	2,555	2,644
計	20,020	21,390	22,426	24,489	25,937	27,973	28,661

注) ただし、1991年度は見込み、
1992年度は執行部予算案

支出	7,341	8,106	8,802	9,657	10,494	14,597	14,267
人件費	8,027	8,401	9,017	9,981	10,470	(11,412	(11,624
人件費以外	3,210	3,118	2,981	3,071	3,327		
医療扶助及び福祉	1,435	1,757	1,616	1,774	1,641	1,964	2,770
公債費	20,013	21,382	22,416	24,483	25,932	27,973	28,661

Comprehensive Annual Finance Report
of the Comptroller 及び Executive
Budget Fiscal Year 1992 より作成

単年度収支	7	8	10	6	5	-	-
-------	---	---	----	---	---	---	---

(注1：1975年にニューヨーク州で制定された「ニューヨーク市に対する州緊急財政法」Sec. 5402-12-(c)-(ii)の規定によるもの)

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ル	発刊日
第39号	ニューヨーク市財政制度と財政危機 -1992年度ニューヨーク市予算-	1991/11/13
第38号	ニューヨーク市財政制度と財政危機 -1991年ニューヨーク市財政危機-	1991/11/13
第37号	ニューヨーク市財政制度と財政危機 -ニューヨーク市財政制度-	1991/11/13
第36号	英国における社会福祉	1991/10/17
第35号	英国における教育	1991/10/17
第34号	米国におけるべき地医療施策	1991/9/20
第33号	「地方団体のための新税」協議書	1991/8/9
第32号	ニューヨーク州「納税者訴訟」制度 -その制度と日米比較-	1991/7/5
第31号	英国の1991年統一地方選挙	1991/6/14
第30号	ウィディコム委員会報告と1989年地方自治住宅法	1991/5/24
第29号	米国の地方公共団体の種類と機能	1991/4/27
第28号	英国の公共支出計画と地方団体 -1991年度予算案の概要-	1991/4/27
第27号	フランスの地方財政	1991/3/15
第26号	イギリスにおける少数民族対策	1991/3/11
第25号	米国連邦政府1992会計年度予算案について	1991/3/5
第24号	ロンドンの公園とオープン・スペース	1991/2/28